

主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果たして不適切な会計処理が事件の背景にあったのかどうか甚だ疑問に思う。本報告により、連結することが、果たして適切な開示になるのか疑問に思われる。</li> <li>・投資事業組合の問題については、短期的な対応を急ぎ過ぎず、十分な整理・検討を加えた上で基準を変更すべきと考える。近時指摘されている投資事業組合の問題に対しては、会計上の影響度が大きい連結範囲の拡大により行うのではなく、まずは比較的影響度が小さい開示強化等の方法により対応し、他の特別目的会社の取扱いと合わせて十分な整理・検討を行った上で基準の改定を行うことが適当ではないかと考える。</li> </ul>	連結による開示が適切になるように検討する。
支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方	投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定を直接行うため、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当であるとの考え方に賛成である。	N/A
(支配力基準の過大解釈の防止について)	本草案では、従来の解釈では連結対象とならなかった投資事業組合を新たに連結することが企図され、支配力基準を過度に拡大解釈しているように見受けられる面がある。あたかも、会計基準があってそれに則した会計処理が行われるのではなく、ある会計処理を前提としてそのための基準が作成されているような印象を与えかねない。実態として支配が認められる場合には適切に連結することが必要であるが、いたずらに支配力基準を拡大解釈すべきでないことを本草案でも明らかにしておくべきと思われる。	いたずらに支配力基準を拡大解釈すべきでないことは当然である。
(業務執行権での判断について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資事業組合における財務及び営業又は事業の方針の決定は、他の組合員と合意した組合契約により形成されており、これが共同事業性を有する所以でもある。投資事業組合の議決権の行使の場面は、当初に決められた大きな投資方針とか、分散、報告、分配の方法を組合契約の修正という形で変更する場面ではあるわけで、GPが変えられるものではない。その意味で、GPが一律に非</li> </ul>	(別紙参照)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>常に広い財務及び営業又は事業の方針の決定をするという、今回の解釈には説得力がないと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VC が運営する類の投資育成目的の組合については、組合員の自治に基づいて、当該 VC が GP として選任され、組合契約等に則して日常の投資活動を営む形態が一般的である。外形的には同様の投資事業組合の枠組みであっても、組合契約等に基づき、実質的に純粋な投資育成目的であることが明確な場合については、会計原則に立ち戻って、議決権により支配力・影響力を判断するなど、真つ当な VC 事業の存在にもご配慮いただいた検討を切に希望する</li> <li>投資事業組合は集団投資スキームとして発展してきていることや、目論見書等により業務執行者の資金使途に制約を課すことで資金の出し手が意思決定に関与する必要がない場合も考えられる。本件については Q5 でも検討されているが、このような投資事業組合の特性も勘案した上で、「業務執行権」を採用する理由についてご説明頂きたい。</li> <li>「業務執行権」を判断基準とすることという見解は、投資事業組合の法的な仕組みを無視したものであり論理的に成り立ち得ないものと考える。組合においては、各組合員の共同の事業である以上、本来、各組合員が、組合の意思を決定し、これに基づき種々の事実行為及び法律行為をなす(組合における業務の執行)ことが可能である。株式会社の取締役が行った業務執行の結果(典型的には、第三者との契約の締結)は、たとえ当該第三者の承認があったとしても、株主によって取り消したり修正したりすることはできないが、組合の業務執行者が行った業務執行の結果は、組合員によって取り消したり修正したりすることは可能である。この点において、株式会社の取締役の株式会社における権限の強大さと、単なる受任者に過ぎない組合の業務執行者との間には、顕著な差がある。連結原則で、意思決定機関の支配を基準としてきたのは、株式会社においては意思決定機関たる取締役会の決定は株主により覆すことができないという点を勘案したものであると思われるが、組合においては、そもそも組合員が業務執行者の組合における業務の執行を合意により覆すことができるのであるから、業務執行者を上記の意思決定機関ととらえ、意思決定機関の支配の有無を連結の判断基準とするのは、組合が会社よりもより原初的な組織形態であることに鑑みても、論理的に不合理である。さらに、本草案は、業務執行者の道具として使われる投資事業組合(従前より業務執行者と連結されるべきであったものである)と業務執行者が投資家の道具として使われる投資事業組合との差を株式市場の参加者等の目から覆い隠そうとするものである。連</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>結の判断にあたっては、従来の基準を適用すべきであり、下位規範が必要であれば、理論的に誤りのないものを慎重に審議のうえ提示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ざくりと言え、本草案においては、金融商品会計が適用され連結を議論すべきではない組合と一般の企業会計が適用され連結を議論すべき組合とが区分されていない。投資事業組合の使われ方を見ると大きく分けて2つあると思われる。第一は、金融商品取引法上でみなし有価証券とされ、有限責任組合会計ルールが適用される金融商品としての組合である。この特徴は、その持分が公募される組合の場合、GPが予め組合の期間、投資対象や投資制限を定めた組合契約を定め、それによって投資者を勧誘するものである。またその持分が私募される組合の場合、GPは先ず組合契約の素案を作成し、大口出資者に提示し交渉する。大口出資者の希望を入れて素案が全く書き換えられることもある。組合の「財務及び営業又は事業の方針の決定」はこのようにして作成される組合契約において定められ、GPはそれによって業務執行(組合資金を、収益目的で、原則リスク分散のために分散して投資し売却する)を行う。典型的なモデルがベンチャービジネス投資事業組合である。これは連結とはかみあわせが難しい。第二は、出資者が全員で運用する組合である。これは金融商品取引法上、みなし有価証券とされておらず、従って金融商品取引法の規制は一切受けない。これは、複数の企業が、組合形式でコンソーシアムを組み、また、企業買収者が、スポンサーである出資者から組合出資の形で出資を受け、原則、特定の対象会社に、一時保有目的(または長期所有目的)の投資を行うものである。この場合、組合の「財務及び営業又は事業の方針の決定」と「業務執行の決定」は、区分できないところがあり、また組合からの投資は、分散投資でなく、特定の対象会社に対する投資である。従って、会計上SPCと同様連結の対象となるかどうかを議論するのが妥当である。「業務執行の決定権」という草案の物差は、この場合には利用できる物差となるかもしれない。</li> <li>株式会社の場合のような「支配力」なるものは投資事業組合の場合には誰も持たず、公開草案の「業務執行権」という考え方は私共にとって違和感を禁じえない。もしも、どうしても投資事業組合等を会社等に準ずる事業体として見るならば、株式会社における株主と取締役会の関係を、投資事業組合における出資者と業務執行組合員といった形に、同様に、適切に置き換えて見るべきではないか。</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(議決権に基づき判断する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資事業組合については「議決権に代えて、基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力を判断することが適当である」とされているが、どのような場合に議決権で判断されることがありうるのかを具体的に例示していただきたい。</li> <li>「議決権に代えて」という表現では、従来、議決権で判定していたものの代わりに、業務執行権で判定する、というニュアンスになり、読み方によっては、支配力基準の適用にあたり、業務執行権という新しい概念を入れたとも読める。例えば、「株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定(財務及び営業又は事業の方針の決定)を直接行うため、株式会社における議決権に相当するのは業務執行権になる。したがって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断するためには、業務執行権によることが適当である。」という表現はどうか。</li> <li>「投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定(財務及び営業又は事業の方針の決定)を直接行う」との記載については削除すべきである。民法上の組合においては、組合員が組合員以外の者へ業務執行を委任することを認めており、また、匿名組合の営業者については通常会社法の規定にしたがうものとする。</li> <li>本草案においては、「議決権」に代えて、「業務執行権」を主な判定要素としているが、投資事業組合において、株式会社の株主総会の機能(意思決定機関:財務及び営業又は事業の方針の決定)は、組合契約を通じた出資者の総意と考えるのが適切かと考える。その総意(組合契約)に基づいて、無限責任者等は業務執行を行っており、この機能は株式会社の取締役会又は代表取締役の機能に相応すると考えることが適切と考える。よって、投資事業組合においては、株式会社における「議決権」を各組合員の「出資割合」と読み替えるのが、連結制度の趣旨に沿うものであると考える。</li> </ul>	(別紙参照)
(VCの運営実態との関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPの支配力は、組合規約に限定された支配力であり、親会社が株式所有に基づいて子会社に行使する絶対的なものとは異なる。GPが自ら出資せず、管理するだけというケースを理想と考えているようだが、それでは他のLPは集まらない。そういう業界の実情をよく勘案すべき。なお、アメリカではこの種の問題は生じない。それは、LPが個人(エンジェル)で、多くの場合GPも個人(ベンチャーキャピタリスト)だからである。日本では会社型のVCが発展した。しかし、それこそ日本型であり、この発展過程を尊重すべきである。</li> </ul>	(別紙参照)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>VCにおける運営方針は全出資者の合意による組合契約に根拠があり、そのような組合契約で与えられた裁量範囲の中で、GPは日常業務として投資活動を行うこととなる。このような株式会社に近い運営形態の投資事業組合であれば、株式会社同様に、従来通り議決権で支配力を判断し、一方、議決権では判断できず、業務執行権でなければ実質的に支配性を判断できない場合(議決権の認められない場合等々)が、本報告で適用されるべき前提ではないかと考えれば、本報告が従来からの基準を(変更ではなく)明確にするためのものとして、理解し運用し易くなる。</li> <li>VCが投資事業組合を運営する目的は、組合員の資金を運用してその対価を得ることにある。また、一般に無限責任組合員又は業務執行組合員であるVCの出資比率は高くなく、大半は組合員からの預かり資産である。組合への出資比率ではなく業務執行権で支配力基準を判定することは、企業の経営実態を表していると言えるのでしょうか。</li> <li>投資事業組合の運営方針は、当該投資事業組合に対する全出資者の合意に基づく組合契約に定められており、業務執行権の有無に関わらず出資者全員が出資口数に応じて平等にその方針決定への影響力を保有しているため、GPであることのみをもって、投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定する権利を有しているとはいえない。仮に業務執行権を支配力等の適用判断基準として取り扱うのであれば、これは基準の変更にあたるものと考えられ、その適用にあたっては、財務諸表の利用者の方々をはじめ、投資事業組合への出資者を含む幅広い利害関係者の誤解や混乱を回避すべく、その変更理由や影響額等についての十分な説明を尽くすための一定の猶予期間を設けることが適当である。</li> </ul>	
(金融商品取引法との関係について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも金融商品取引法の登録業者となるVCが、投資運用資金として第三者から投資事業組合の方式で、出資を募り、純投資として運用する投資事業組合の連結を強制することは適当でない。業務執行組合員・無限責任組合員は、投資事業組合契約(出資者である組合員の合意)で定められた範囲でかつそれに従って業務執行を行っており、投資事業組合を支配(財務及び営業又は事業の方針の決定)していると捉えるのは、実体と乖離していると考え。すなわち、投資事業組合の業務執行権(の過半)を有していることをもって、会社を支配するに足る議決権(の過半)を有している場合と、同一視する本草案の基本的なアプローチには違和感がある。</li> <li>証取法の改正により、投資事業組合が「みなし有価証券」化され、さらに、金融商品取引法でもVCファンドは金融商品として扱われ、VCも登録・届出の義務が生じ、現存の投資顧問業のように、</li> </ul>	(別紙参照)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ライセンス事業的な色合いが濃くなってきた。また、投資事業組合の資産等は各出資者のものとして、業務執行者の資産等とは明確に区分される。特に機関投資家などのプロフェッショナルから資金を受託して運用を続けていくには、それなりのスキルやトラックレコードの保持などの運営体制が必要になる。金融商品取引法において、投資事業組合という「金融商品」を扱うための登録なり届出が必要であるにもかかわらず、一方会計のほうでは「子会社」等として扱わなければならない、という点について、矛盾がある。これは、現行法の下で、投資信託委託業者・投資顧問業者・投資一任業者が、顧客からの預かり運用資産を連結しないのと同様である。</p>	
<p>Q1 適用範囲 (投資事業組合の範囲)</p>	<p>投資事業組合の範囲の定義を明確化する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ VC や不動産ファンドにおけるアセットマネージャー等のように第三者に対して投資事業に関する管理・運営業務を主サービスとして提供するものに対する公開草案の適用は問題があり、投資事業組合の定義を明確にした上で、適用から除外する旨の記載がなされるべきである。</li> <li>・ 本草案が対象とする投資事業組合の定義を明確化するとともに、支配力及び影響力の判定基準は法的形態による区分に応じて記載されるべきである。また、いわゆる「ファンド」と称されるものの中でも、資産流動化法に基づく特定目的会社や投資信託法に基づく投資信託・投資法人等は、本草案における投資事業組合には含まれないことを明らかにしていただきたい。</li> <li>・ 投資事業有限責任組合、民法上の任意組合及び商法上の匿名組合の全てが対象になるのか、「投資事業」を行っているものが対象になるのか。その場合の「投資事業」とは何か。</li> <li>・ 本草案の適用範囲を明確にするため、「投資事業組合」の定義を明らかにされたい。流動化・証券化取引においては、商法上の匿名組合を利用するものが多くみられるところ、その殆どは本草案における「投資事業組合」には該当しないと思われるが、流動化・証券化取引において用いられる匿名組合の内容にもバリエーションがあり、本草案の適用が問題となるか、又は本草案に示される取扱いの影響を受けるものがあるのではないかと懸念されるためである。</li> <li>・ 「投資事業組合」という言葉の定義を明確に規定するべきである。本草案は、投資育成や企業再生支援などを事業として行うことを目的としているのであって、「不動産(又は不動産信託受益権)投資」を目的とする組合については、適用範囲外と思われる。</li> <li>・ 投資事業組合とは現行の証券取引法上の有価証券投資を行うものと認識が一般的であるが、本草案では、「投資事業組合」についての定義がなされておらず、極めて不明確な内容となっている。</li> </ul>	<p>投資事業組合は多様であり、投資事業の範囲を制限する方が、実態にあわなくなるのではないかと懸念される。(そもそも本草案で示されているように、組合が子会社となる事業体に該当することは、既に連結原則等で示されているものである。)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結範囲が問題となる会社形態は投資事業組合以外にもあると考えられるが、なぜ今回の適用の対象範囲を投資事業組合に限定しているか。類似の取引についても、国際的コンバージェンスを取りながら、検討を進めて頂きたい。</li> </ul>	
(匿名組合(TK)の取扱い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名組合契約に基づく営業は、営業者と一体化し営業者の単体財務諸表に組み込まれている場合が多いため、(匿名組合契約上の財産は営業者に帰属するという商法の規定と平仄が合わないと思われるが)1つの匿名組合契約を営業者とは独立した事業とみなすという考え方となるのか、営業者の財務諸表から、匿名組合契約に基づく部分だけを切り出して連結することになるのか、支配力基準を適用する場合の取扱いを明確にする必要があるのではないか。</li> <li>TKは投資事業有限責任組合や任意組合と基本的な法的構造が異なっている。投資事業有限責任組合や任意組合においては、複数の組合員が出資者であると同時に業務執行権を持っており、組合員全員で団体を構成しているが、TKは業務執行者である営業者と匿名組合出資者との相対の契約関係であり法的に団体を観念することはできない。出資者が多数いても、TK契約が複数存在するだけである。このように法的構造が違うものを経済実態の類似性を根拠に同列に論じることには無理があり、TKを対象とするにしても、別途丁寧な検討を行う必要があると考える。また、仮にTKが除外されない場合であっても、誤解を招くことのないよう、少なくとも、匿名組合出資者が業務執行権を有するような表現となっている部分について修正をお願いしたい。</li> <li>投資事業有限責任組合や任意組合とは異なり、TKにおいてはそもそも営業者と匿名組合出資者の相対取引であり、営業者が業務執行を行うものであり、匿名組合出資者は業務執行には関与していない。よって、匿名組合出資者が営業者の意思決定を支配するという概念上、考えられない。TKに対する支配力基準の適用については、投資事業有限責任組合や任意組合とは峻別して考えるべきであり、業務執行権の保有割合や資金調達額、損益の負担・享受割合というような概念になじまない。匿名組合員が別の法律上の地位に基づき業務執行権を有している場合(例:営業者から営業の実施につき別途一任を受けている場合)や、緊密な者又は同意している者が営業者として又は別の法律上の地位に基づき業務執行権を有している場合であると考えてよいか。</li> <li>資産流動化SPCの場合、その趣旨等からTKが出資する有限会社の議決権がTKへの出資者から切り離されることが一般的と思われるが、この場合、他の要件が無ければ本草案で言う「業務執行権」もTKへの出資者から切り離されているとみなして良いか。形式的に出資と議決権が切り離さ</li> </ul>	(別紙参照。なお、TKの連結については、追加記載を織り込むことを検討)

審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
Q1-2 具体的な適用 (業務執行権)	<p>れている資産流動化 SPC において、何をもち「実質的に支配」しているとするのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法上の組合においては、組合員が組合員以外の者へ業務執行を委任することを認めており、「業務執行組合員」との表記は「業務執行者」とすべきである。</li> <li>どのようなものを「業務執行権」とみなすのか、単なる日常の管理業務(常務)との境界線を具体的に例示していただきたい。業務執行権と解釈される要素が複数存在する場合において、業務執行権の割合はどのように算定されるのかを具体的に例示していただきたい。特に、要素間において優先順位がある場合には、どの要素を重視すべきか、基準を具体的に示していただきたい。</li> <li>「業務執行権」の内容が明確でないため、当該基準を実務に適用するには困難が伴う。Q1 では、投資事業組合が組成される形態別の業務執行の決定がどのように行われるかが明らかにされているので、それぞれに応じて業務執行権の内容と、その割合の決定方法を明確にすべきである。</li> </ul>	<p>出資者のみが該当するように、表現を検討する。</p> <p>法形態に即した業務執行の決定と考えられる(したがって、常務は含まれない。)</p>



審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>Q1-2 (2) 「緊密な者」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊密な者に関する説明で、「出資者である会社の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者など、当該出資者である会社の意向に沿って当該投資事業組合の業務執行権を行使すると認められる個人を含むことに留意する」とあるが、「意向に沿って…」の部分は、「同意している者」と混同しやすいと考える。「同意している者」については、本草案でも詳述されていないが、「緊密な者」と「同意している者」の区別を明確にすることが、支配力基準の適切な適用に資すると考える。</li> <li>・ 「緊密な者」の説明の中で、「過去の業務執行権の行使状況」もその考慮すべき事項に含めているが、単に業務執行権の行使状況が同じであったというだけでは、緊密な者には該当しないなど、その運用における基準を明確にすべきである。</li> <li>・ 議決権に代えて業務執行権により支配力を判断する基準は合理的と判断するが、「緊密な者」及び「同意している者」が有している業務執行権が過半の割合を占めているかどうか、という判定基準については、慎重に考慮すべきと考えます。</li> <li>・ 「緊密な者」などの表現については、監査委員会報告第60号などと統一的な記載としていただきたい。</li> <li>・ 緊密な者の解釈については、拡大されているように見受けられるが、監査委員会報告第60号等を踏まえた従来からの取扱いと何ら変わらないことを確認したい。また、緊密な者の例示として「出資者である会社の役員若しくは使用人」「であった者」との記載があるが、斯業界における近時の人材の流動性に鑑みれば退任・退職者については少なくとも「自己が影響を与えることができる者」という限定を付すべきと考える。また、アセットマネージャー等や、営業者等の取締役会や投資委員会に参加する弁護士・会計士等が業務執行権を有すると判断されたときであっても、(特定の出資者等の意思を反映するのではなく)一般的な出資者等全員のために業務を行うと考えられる場合については、特定の出資者等の緊密な者には該当しないことを明確化していただきたい。</li> </ul>	<p>基本的には、現行の監査委員会報告60号の記述を受けているものである。また、同報告の2(4)では、「緊密な関係の有無については、(略)実質的な判断を行うことに留意する必要がある。」なお、上記以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意することが必要である。」としており、その取扱いを変えるものではない。</p>
<p>(2) 、 に関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「融資」には、監査委員会報告第60号で示されている「金融機関が通常の営業取引として行っている場合」を除く旨を加筆すべきと考える。また、金融機関における通常の営業取引とはどのようなものが不明であるため、取引全体への関与の程度を含めた「通常の営業取引」の判定基準を明示すべきと考えるがどうか。</li> <li>・ 匿名組合における「当該投資事業組合の資金調達額(貸借対照表の負債に計上されているもの)」</li> </ul>	<p>加筆するかどうか、検討する。</p>

審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>の算定において、匿名組合出資(営業者の預り金)は含まないことを確認させていただきたい。</p>	
(2) 、 、 に関して	<p>実質的な支配の判定で緊密な者も含むことが明記されているが、同意している者も含めて判定すべきと考えるがどうか。</p>	<p>具体的な取扱いでは示されていないが、検討する。</p>
(2) に関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「利益又は損失の概ね過半」との記載について具体的な判定方法を示していただきたい。当該記載のみでは、具体的な判定方法が明確でないため、損失の負担と利益の享受の割合が異なる場合の取扱い、また、利益の範囲(組合員の地位に基づくもののみが含まれ、その他の契約により収受する手数料等を含まないと考えてよいかなど)などについても明確にするべきと考える。</li> <li>・ これは削除すべきであり、これを前提にした記述も全面的に改めるべきと考える。投資事業組合に対する支配力基準の具体的適用は株式会社に準じて検討されているが、財務諸表等規則第8条第4項では触れられていない例示を新たに追加している。このことは、財務諸表規則等規則の事実上の変更であり、実務上の取扱いQ&amp;Aで追加できる内容ではないと考える。</li> <li>・ 本草案は、会計基準の変更ではなく、実務上の取り扱いを明確にするためのものであるという前提にもかかわらず、「利益又は損失の過半を享受又は負担」という基準は、全く新たな概念であり、新たな会計基準であるという誤解を生じさせる恐れがあるため、削除するべきである。</li> <li>・ 「当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失」には、利益又は損失に連動する融資の利息や業務委託手数料が含まれるのかを明確にさせていただきたい。(米国会計基準のFIN46RにおけるVariable Interestと同様の考え方であることを確認させていただきたい。)</li> </ul>	<p>具体的な取扱いでは、「推測される事実があること」というバスケット条項があり、損益分配がより柔軟な組合の場合には、当該事項も該当する事項に含めるものとしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>Q1-3 留意事項 (出資額の総額の半分以上を越える多くの額を拠出している場合等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは「推定規定」とされていることから、1つの投資事業組合について、出資額の過半数を有している者と業務執行権の過半数を有する者の2者が当該組合を連結子会社とするケース、又は、業務執行権の過半数を有するものがあるにもかかわらず、いずれの連結子会社にもならないケースも想定され、「取扱い」としては若干安定性に欠けるのではないかと考える。</li> <li>この推定は、どのような認識に基づいた記述なのか</li> <li>これは、2とは別の内容を新たに規定しており、留意事項としての位置づけが不明確である。規定の必要性の有無を含め、記載の方法について検討いただきたい。</li> <li>出資割合や受益もしくは損失負担割合と緊密性とは必ずしも一致するものではなく、「通常(中略)緊密な者に該当する」という認識は実態と乖離していると考え。緊密者についてはあくまでもQ1-2(2)にそって判定すべきである。</li> <li>業務執行権を支配力基準の判断基準としながら、突然、出資額(又は資金調達額)基準や損益基準を重視するような考え方になっており、Q1-2と整合性が取れていない。本来的には、投資事業有限責任組合法における有限責任組員(LP)、商法上の匿名組合における匿名組合出資者には、事業体の方針決定をする権限はないため、通常は当該出資者の子会社には該当しないと思われる。したがって、本留意事項は、混乱を招くことになるので、不要と考える。</li> <li>そもそも出資者が業務執行の決定を行う任意組合を除き、制度上、業務執行と出資が切り離されている匿名組合や投資事業有限責任組合において、単に出資割合や利益享受割合を基準に連結範囲の決定を行うことは、支配力基準の考え方に馴染まない。また従来の方針から大きく踏み出しており、実務上の取扱いをより明確にするもの(従来の方針の変更ではない)とする本件主旨との整合性がとれていない。</li> <li>損益の過半数の享受・負担を判断基準とすることがそもそも不当であるが、投資事業組合に関し、殊更に損益過半数事例を留意事項として示す理由が不明である。また、損益の過半数を享受・負担する場合に出資者の緊密者と当然のように推定し、業務執行権の過半数を有するものが独立して財務及び営業又は事業の方針を決定していることを例外的位置づけとしていること理由が不明である。財務諸表等規則は子会社に該当するかどうかの判断について、まず業務執行権が過半数であるかどうかで判断し、それを充たさない場合に各種要素を勘案するという構造になっているが、3の記述は原則と例外が(=立証責任が)逆転しており、おかしいのではないかと考える。</li> </ul>	<p>(資料3参照)</p>

審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「独立して」の定義が曖昧である。具体的にどのような要件を想定しているのか</li> <li>・ 「業務執行権の過半の割合を有するものが独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているときを除き」とあるが、Q2 においてもその場合についての説明をしているので、Q1-3 の適切な箇所に「Q2 参照」等をいれる方が有益と考える。</li> <li>・ 実質的に業務執行の決定を行う者が他に存在する場合、出資額等の過半を拠出又は損益の過半が帰属する者は、資金運用を委託しているのみであり支配力等を有しない。このような資金運用委託者が当該組合を子会社等とすることは、事実と異なる表記をすることとなり、利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある。したがって、業務執行決定者が当該組合を連結するしないに関わらず、資金運用委託者は当該組合を子会社等とすることはしない旨を確認されたい。</li> </ul>	
(公益法人等を介在させている場合)	<p>実務上はよくある事例であるが、誤解も多いと思われる。「介在させている場合であっても、自己又は緊密な者あるいは同意している者が、当該投資事業組合の…」と追加記載した方が、趣旨がより伝わると考える。</p>	<p>表現につき検討する。</p>
なお書き(個別上の処理との関係)	<p>本草案とは直接の関係はないが、組合への出資については個別財務諸表において当該組合の損益の持分相当額を計上することになっている。連結の範囲に含まれる事業体である組合への出資について、なぜその損益の持分相当額を個別財務諸表において計上するのかについて、明確な理論的根拠はないように思われる。事業体への出資である以上、個別財務諸表においては原価法で評価するのが理論的な処理ではないか。</p>	<p>本草案の対象外である。</p>
Q2 (特別目的会社に該当する場合)	<p>特別目的会社(財務諸表等規則第8条第7項に該当する事業体)は、出資者等の子会社に該当しない旨を明記するべきである。</p>	<p>追加記載することを検討する。</p>
Q3 孫会社の認識	<p>組合が子会社に該当する場合、孫会社をどのように認識すべきかの明文規定が無い。仮に組合が子会社に該当した場合、組合から先の出資先の会社については、どのように認識すべきかの明文規定がないように思われる。これについては、従来の連結範囲の検討と同様に、いわゆる孫会社となるか否かを判定する必要があることを当該基準に明記すべきではないかと考える。</p>	<p>Q3 にて記載されている。</p>
Q4 支配が一時的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資事業組合の中には組成する段階から短期で解散させることを予定しているものもあり、そのような投資事業組合では、投資事業組合を組成した連結会計年度と同一の連結会計年度において</li> </ul>	<p>検討する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>である場合</p>	<p>解散することもある。このような場合においても、組成から解散まで支配が継続しているときは、「支配が一時的である場合」に該当しないものと考えられる。したがって、本草案において、支配が短期的であるということと支配が一時的であるということの違いに言及し、このようなケースにおいては、「支配が一時的である場合」には該当しない旨を明らかにすべきである。なお、組成から解散までの間に中間連結財務諸表を作成している場合には、当該投資事業組合は連結の範囲に含まれることを併せて明示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資事業組合における一時的な支配とは、例えば1年以内に組合契約が満了又は解散する予定である場合も該当すると考えます。投資事業組合は、元来期限付きの組合契約に基づいて成り立っており、組合の目的として株式の継続保有を前提としていないため、本質的に「一時的支配」者ではありますが、とりわけ1年以内に契約満了や解散が明らかな投資事業組合については、極めて一時的な支配の傾向が顕著であり、連結等の対象とすべきではないと考えます。</li> </ul>	
<p>Q5 連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資事業組合の運営・管理を主業務とするVC等について、同じような判断基準で連結範囲に含めた場合、その経済活動の実態を著しく歪めた開示内容となってしまう恐れがあり、Q5において、VC等に対して一定の配慮を示していると考えられる。しかし、その記載内容が曖昧な表現で留まっているため、実務において相当な混乱が予想される。したがって、(本来、本公開草案をVC等に適用除外すべきであるが、できない場合には)Q5において、VC等に業務執行権が帰属しているとしても、連結対象範囲から除外する旨を明示すべきと考える。</li> <li>近年GPによる投資事業組合の出資比率が多くなってきており、特にVCの場合には、個別にはリスクの高い投資を行うこと、共同事業であることから、他の組合員からGPも自らの体力に応じた出資をするべきであるという要請に基づいている。その意味で、出資比率が少ないことを連結しなくてもよいとの基準とすると、却って無責任な運営を招くことも懸念される。Q5では、執行する業務が管理業務に準じると認められる場合は限定的とあるが、実態的にはファンド運営事業者がGPとなる場合には一般的と考えられる。</li> <li>「出資額が少ない」及び「損益の大部分が帰属しない」場合の具体的例示を明記いただきたい。</li> <li>本草案では、「一般には限定的」として詳細な指針が示されていない。ただし、このようなケースは十分に想定され、この場合は基準が十分な指針を示していないということで、適用時に混乱が生じる恐れがあるほか、恣意的な運用が行なわれる恐れもあると考えます。従い、意思決定と</li> </ul>	<p>(別紙参照)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>スクの所在が異なる場合の取り扱い等について、詳細な実務指針を示して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ VC を専業として行っている会社は、投資事業組合の管理運営と投資の二つの側面を有しているが、投資事業組合を連結した連結財務諸表は、以下のような事由から、事業実体と著しくかけ離れたものとなって、投資家を含む利害関係者の判断を誤らせることになる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「設立報酬」、管理・運用する際の「管理報酬」、運用成果に基づく「成功報酬」等をそれぞれ恒常的な業務の対価として収受しておりますが、投資事業組合を連結することで、これらの報酬が全額相殺処理され、業務執行者の本源的な事業能力・成果を現す報酬が連結財務諸表に一切表現されない。</li> <li>- キャピタルゲインはVCに帰属するものだけでなく投資事業組合全体のもものが計上されるため、非常に大きな金額が計上される。</li> <li>- 経済的に自らに帰属しない資産や損益が一義的に全額計上され、少数株主持分や少数株主持分損益でそれぞれ調整が行われるに過ぎない連結財務諸表が作成される。</li> </ul> </li> <li>・ 法的には、投資事業組合が保有する資産は出資者によって「共有」されており、持分に応じて出資者に帰属するため、出資持分割合に応じた投資事業組合の状況を每期各社の決算数値に含めて表示することにより、投資事業組合に係る事業活動をより適切に財務諸表に反映することができる。</li> <li>・ 一つのGPが運営する複数の投資事業組合の中でも、それぞれのGP出資持分の違いにより、持分が多い組合は子会社に該当し、少ない組合は子会社に該当しないとされた場合、連結財務諸表上では組合により計算方法が異なることになる。本来企業の総合的な業績把握に優れているはずの連結財務諸表が、VCのようなファンド運営会社の場合、連結の財務諸表が歪んだ形になり著しく投資家の混乱を招く。</li> <li>・ 投資事業組合等において100%の業務執行権を有するが、出資額が小さいGPと出資額が過半のLPが存在する場合、Q5によればGPが過半の業務執行権を有していても出資額の少なさからGPの連結の範囲には含めるべきではないと判断されるが、一方でLPは出資額が過半であっても業務執行権の過半をGPが有していることからQ1-3によれば当該組合はLPの子会社にも該当しないことになる。かかる場合はGP、LP共に当該組合を連結の範囲に含めないという取扱いになるのかどうか示して頂きたい。</li> </ul>	

審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(その他)	<p>子会社に該当しても利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められて連結しない場合、追加情報としてその理由を記載した上で、連結の範囲に含めないのが妥当と考えるので、注記が必要であることを明示すべきと考える。また、「一般に限定的である」とあるが、これは一般事業会社のことを指しているのか、もう少し明確に記載する必要があると思われる。</p> <p>「…、当該投資事業組合(その投資先を含む。)を子会社とする…」における「(その投資先を含む。)」については削除するか、もしくは「(その投資先が子会社と判定される場合には、当該投資先を含む。)」等の表現に修正願いたい。投資事業組合が子会社に該当する場合には、「その投資先」も自動的に子会社になるかのような誤解を招きかねない。</p>	表現につき、検討する。
Q6 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配力基準とは異なり、出資者が投資事業組合の業務執行権の100分の15以上(緊密な者及び同意している者と合わせた場合は100分の20以上)を有していない場合には、関連会社に該当する場合がないことよいか。</li> </ul>	具体的な取扱いに照らして、関連会社に該当する場合がないと考えられる。
Q6 - 2 (投資事業組合における具体的な適用)	<p>(2) 「当該投資事業組合に対して重要な融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)又は出資を行っていること。」の「重要な」の判断について、全体に占める割合等の定量的な目処(例えば20%以上)や定性的な要件等を例示願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2) 「重要な投資育成や再生支援等、営業上又は事業上の取引」の具体例を示していただきたい。例えば、投資先への役員派遣や助言契約等がある場合が含まれるのか、その場合どの程度の関与があれば重要とみなされるのかを明確化していただきたい。また、親会社・子会社(または系列会社)に該当する銀行等が通常の業務の一環として融資を行っている場合も含まれるのかも明らかにしていただきたい。</li> <li>・ (2) については、取引全般を対象とするようにも受け止められるが、投資事業組合の全ての投資先との取引の有無・内容を確認することは、実務上困難であることが考えられる。内容を明確化するか、もしくは項目を削除すべきである。</li> </ul>	表現については検討するが、「重要な影響を与えることができるかどうか」は、実態を踏まえて判断することとなり、具体的な割合や数値基準を示し得るものではない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>(2) について「当該投資事業組合の組成への関与を通じて、その後も重要な影響を与えている場合」の具体例を示していただきたい。例えば、組合の組成時にアドバイザーとして組合の業務執行規約等の内容を助言した場合や、流動化案件の出口戦略として資産売却やリファイナンスの時点で再度フィナンシャル・アドバイザーに就任することが予定されている場合等については該当しないことを確認させていただきたい。また、出資者等が通常の契約条件で不動産物件のマスターレシーとなるような場合が含まれるのかについても明らかにしていただきたい。</p>	
(その他)	<p>支配が及ぶ場合で連結の範囲に含めない場合に係る Q4 及び Q5 については、「投資事業組合に対する影響力基準の適用」の項においても同様に記載をすべきである。</p> <p>投資事業組合に対する出資の個別財務諸表上の会計処理が、連結財務諸表上、持分法の適用として認められるかどうかについて、明確にする必要がある。</p>	<p>検討する。</p> <p>相違がほとんどない場合には、認められるのではないか。</p>
適用時期等(会計基準の変更か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本草案の位置付け(基準の変更なのか確認なのか)を明確にして頂きたい。「目的」からは現行の連結原則等の確認であって、会計基準の変更ではないと読めるが、従前の連結していなかったものを、今後は連結するべきであるという考えとどのように理論的整合性を取ればよいか。</li> <li>・ 本草案は、業務執行権がない場合においても出資のみによって連結される場合等、従来の実質支配力基準において連結されなかったものが新たに連結対象となることが予想される点で、新たな基準の導入と考える方が妥当と思われる。</li> <li>・ 従来、ルール適用を明確にしてこなかった範疇ですので、適用に当たっては移行期間を設けて下さい。また、連結対象外から対象に変わる匿名組合などが存在する場合、連結以前の取引については消去対象としないなどの配慮をお願い致します。もっとも、不適切な開示を目的とした取引は当然訂正・修正されるべきことは理解しております。</li> <li>・ 本草案によって取扱いが明確になったことにより、前事業年度まで連結範囲に含めていなかった投資事業組合を、当事業年度から連結範囲に含めることとする場合が考えられるが、その場合は、追加情報等でその旨を明らかにすべきか、明記されたい。</li> <li>・ 本実務上の取扱いを新たに適用したことに伴い、会計方針(連結範囲)の変更として取り扱うのか、あるいは単に従来からの取扱いを改めて確認する位置付けとするのかを明示すべきである。また、本実務上の取扱いの適用に伴って会計処理を変更する場合の開示内容(新たに連結対象に加えた投資事業組合の名称や影響額等の開示)についても示すべきである。</li> </ul>	<p>検討する。</p>



審議事項(4) -1

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(新規に連結した投資事業組合について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に連結した投資事業組合に係る少数株主利益に重要性が認められる場合には、連結範囲の変更に係る一定の事項を注記するだけでなく、例えば、当該少数株主利益を営業外費用として表示するなど、持分法による投資損益の表示に準じた表示方法を認めるべきである。</li> <li>・ 「業務執行権」による支配力・影響力を検討した結果、連結対象と判断した場合の具体的な連結手続(資本連結)の方法について示していただきたい。連結対象と判定された投資事業組合については業務執行権に拘わらず組合出資を全て持分として反映させることが経済実態に即した妥当な処理であると考えられるため、少なくとも「持分比率としては業務執行権の有無に拘わらず組合出資を全て含む」旨脚注することが望ましいと考える。なお、厳密には個別財務諸表上での処理を一旦取り消した上で連結手続を行う旨記載することがより望ましいと考える。</li> </ul>	<p>本草案の対象外であるが、連結原則(関連する実務指針等を含む)に従い、少数株主損益は当期純利益前に計上せざるをえず、また、子会社による優先株式の発行や間接所有の場合に照らせば、親会社に帰属する部分が当期純利益に反映されることとなるのではないかと考える。</p>
(担保資産の注記)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資事業組合を連結した場合に、例えば、投資先の株式が資産に計上され、負債にノンリコースローンが計上されるとき、このようなノンリコースローンに関しては、担保資産注記すべきと考えられるが、注記内容に関する実務指針がない。会社が保有資産を見合いに調達するノンリコースローンに関して、開示上の留意事項を明示すべきと考える。</li> </ul>	<p>本草案の対象外であると考えられる。</p>
(VC条項の検討について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の公開草案とは直接関係していないが、今後、企業結合専門委員会において別途検討される監査委員会報告代60号2(6)の変更については、VC等の投資事業にとって、その影響は極めて甚大なものであるため、慎重なる検討をお願いする。</li> <li>・ 銀行が投資事業組合を通じて企業の再生支援を行うケースでは、支配を全く意図していない投資事業組合の投資先が子会社・関連会社の要件を満たす場合がある。このような先が連結対象となる場合には、銀行法による規制業種が連結範囲に含まれることによるリーガル・リスクが生じるだけでなく、経営の意思と異なる経済実態に沿わない連結財務諸表の開示を強いられることにもなる。また、投資事業組合を活用した企業再生支援が実質的に困難になり、実態経済にも少なからず影響が生じることから、慎重な検討をお願いしたい。</li> </ul>	<p>慎重な検討を行う予定である。</p>